

手続方法

1	申請書 を入手	補助金の申請には、申請書等の書類が必要です。申請書類は、市役所産業労働政策課（本庁3階）、大東支所、大須賀支所、商工団体等または市ホームページにあります。
2	申請書 へ記入	次の①②③⑥に必要な事項を記入し、④⑤⑦の書類を用意してください。 ① 交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書 ④ 見積書 ⑤ 市内での営業実態が確認できる書類(登記事項証明書、開業届の写し等) ⑥ 誓約書 ⑦ 申請提出用チェックシート
3	申請書 を提出	上記①～⑦の書類が用意できたら、申請期間内に市役所産業労働政策課の窓口または郵送にて提出してください。
4	交付決 定通知 の発送	交付決定者へ交付決定通知書をお送りします。 <u>※交付決定後に事業に着手してください。</u>
5	完了報 告書の 提出及 び請求	交付決定者は以下の提出期限までに書類を提出してください。 提出期限:事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで ① 完了報告書(様式第3号) ② 事業実績書 ③ 収支決算書 ④ 領収書等の写し ⑤ 請求書（様式第4号） ⑥ 振込先が分かる通帳等の写し ⑦ 完了報告提出用チェックシート
6	補助金 額の確 定及び 交付	交付決定者へ確定通知書をお送りした後、補助金をお振込いたします。

その他不明点等がございましたら 産業労働政策課(21-1125)までご連絡ください。